

令和 7 年 2 月 1 9 日招集

埼玉県議会定例会議案

目 次

	頁
第 1 号議案 令和 7 年度埼玉県一般会計予算	6
第 2 号議案 令和 7 年度埼玉県公債費特別会計予算	49
第 3 号議案 令和 7 年度埼玉県証紙特別会計予算	52
第 4 号議案 令和 7 年度埼玉縣市町村振興事業特別会計予算	54
第 5 号議案 令和 7 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	56
第 6 号議案 令和 7 年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	59
第 7 号議案 令和 7 年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算	62
第 8 号議案 令和 7 年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	65
第 9 号議案 令和 7 年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	68
第 10 号議案 令和 7 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	70
第 11 号議案 令和 7 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	73
第 12 号議案 令和 7 年度本多静六博士育英事業特別会計予算	75
第 13 号議案 令和 7 年度埼玉県用地事業特別会計予算	77
第 14 号議案 令和 7 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	79
第 15 号議案 令和 7 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	84
第 16 号議案 令和 7 年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	87
第 17 号議案 令和 7 年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算	90

	頁
第 18 号議案 令和 7 年度埼玉県工業用水道事業会計予算	94
第 19 号議案 令和 7 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	98
第 20 号議案 令和 7 年度埼玉県地域整備事業会計予算	104
第 21 号議案 令和 7 年度埼玉県流域下水道事業会計予算	107

第 1 号議案

令和 7 年度埼玉県一般会計予算

令和 7 年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,230,890,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		879,400,000
	1 県 民 税	353,585,000
	2 事 業 税	196,646,000
	3 地 方 消 費 税	157,039,000
	4 不 動 産 取 得 税	18,063,000
	5 県 た ば こ 税	8,081,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,221,000
	7 軽 油 引 取 税	51,643,125
	8 自 動 車 税	92,097,000
	9 鉦 区 税	4,887
	10 狩 猟 税	18,988
	11 旧 法 に よ る 税	1,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		346,672,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	346,672,000

(単位 千円)

款	項	金 額
3 地 方 譲 与 税		159,415,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	155,390,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,905,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	85,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	895,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	140,000
4 地 方 特 例 交 付 金		4,672,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	4,672,000
5 地 方 交 付 税		281,996,000
	1 地 方 交 付 税	281,996,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,205,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,205,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,199,788
	1 分 担 金	241,685
	2 負 担 金	2,958,103

(単位 千円)

款	項	金 額
8 使 用 料 及 び 手 数 料		26,682,714
	1 使 用 料	15,155,028
	2 手 数 料	11,527,686
9 国 庫 支 出 金		177,329,082
	1 国 庫 負 担 金	120,491,020
	2 国 庫 補 助 金	45,646,799
	3 委 託 金	11,191,263
10 財 産 収 入		11,069,440
	1 財 産 運 用 収 入	9,147,494
	2 財 産 売 払 収 入	1,921,946
11 寄 附 金		156,623
	1 寄 附 金	156,623
12 繰 入 金		140,869,086
	1 特 別 会 計 繰 入 金	430,601
	2 基 金 繰 入 金	140,438,485
13 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000

(単位 千円)

款	項	金 額
14 諸 収 入		28,991,267
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,886,067
	2 預 金 利 子	200,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	739,543
	4 受 託 事 業 収 入	2,332,223
	5 収 益 事 業 収 入	13,896,714
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	9,935,720
15 県 債		168,732,000
	1 県 債	168,732,000
歳 入 合 計		2,230,890,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,202,347
	1 議 会 費	3,202,347
2 総 務 費		113,695,243
	1 総 務 管 理 費	28,983,697
	2 企 画 費	9,021,018
	3 県 民 費	11,943,100
	4 環 境 費	10,390,391
	5 徴 税 費	32,465,591
	6 市 町 村 振 興 費	4,726,481
	7 選 挙 費	3,863,150
	8 防 災 費	6,677,886
	9 統 計 調 査 費	5,005,190
	10 人 事 委 員 会 費	333,603
	11 監 査 委 員 費	285,136
3 民 生 費		462,075,560
	1 社 会 福 祉 費	326,544,620

(単位 千円)

款	項	金 額
	2 児 童 福 祉 費	121,899,826
	3 生 活 保 護 費	13,518,305
	4 災 害 救 助 費	112,809
4 衛 生 費		77,697,953
	1 公 衆 衛 生 費	37,940,069
	2 環 境 衛 生 費	2,187,442
	3 保 健 所 費	4,231,939
	4 医 薬 費	16,123,017
	5 公 営 企 業 支 出 金	2,080,520
	6 地 方 独 立 行 政 法 人 支 出 金	15,134,966
5 労 働 費		5,623,203
	1 労 政 費	1,849,274
	2 職 業 訓 練 費	3,613,032
	3 労 働 委 員 会 費	160,897
6 農 林 水 産 業 費		25,979,202
	1 農 業 費	7,949,800
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	455,169

(単位 千円)

款	項	金 額
	3 畜 産 業 費	2,974,849
	4 林 業 費	6,077,703
	5 農 地 費	8,521,681
7 商 工 費		19,000,300
	1 商 工 業 費	18,422,093
	2 観 光 費	578,207
8 土 木 費		142,379,193
	1 土 木 管 理 費	11,996,239
	2 道 路 橋 り よ う 費	63,476,468
	3 河 川 費	38,546,330
	4 都 市 計 画 費	28,060,381
	5 住 宅 費	299,775
9 警 察 費		167,333,242
	1 警 察 管 理 費	153,534,825
	2 警 察 活 動 費	13,798,417
10 教 育 費		534,534,932

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 教 育 総 務 費	66,224,103
	2 小 学 校 費	157,101,522
	3 中 学 校 費	88,132,895
	4 高 等 学 校 費	103,954,940
	5 特 別 支 援 学 校 費	52,773,112
	6 大 学 費	3,581,122
	7 私 立 学 校 費	56,895,696
	8 社 会 教 育 費	4,513,449
	9 保 健 体 育 費	1,358,093
11 災 害 復 旧 費		2,380,050
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	30,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,350,050
12 公 債 費		279,540,932
	1 公 債 費	279,540,932
13 諸 支 出 金		395,447,843
	1 公 営 企 業 支 出 金	19,427,843
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	145,964,000

(単位 千円)

款	項	金 額
	3 所 得 割 交 付 金	371,000
	4 利 子 割 交 付 金	1,252,000
	5 配 当 割 交 付 金	8,734,000
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	14,255,000
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	14,579,000
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	177,502,000
	9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,665,000
	10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,000
	11 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,876,000
	12 環 境 性 能 割 交 付 金	4,820,000
	13 利 子 割 精 算 金	1,000
14 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歳 出 合 計		2,230,890,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	4 環境費	環境整備センター資源循環農場・公園整備事業費	923,632	令和7年度	274,000
				令和8年度	618,600
				令和9年度	31,032
3 民生費	2 児童福祉費	中央児童相談所一時保護所整備費	1,586,080	令和7年度	342,454
				令和8年度	1,243,626
8 土木費	4 都市計画費	さいたまスーパーアリーナ・けやきひろば大規模改修費	11,176,497	令和7年度	3,200,094
				令和8年度	7,915,055
				令和9年度	61,348
9 警察費	1 警察管理費	川越警察署設備改修費	136,881	令和7年度	38,924
				令和8年度	97,957
	1 教育総務費	県立学校建物等維持管理費	5,748,027	令和7年度	1,096,705
				令和8年度	1,860,598
				令和9年度	1,433,947
				令和10年度	1,178,706
				令和11年度	178,071

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教 育 費		県立高等学校防音校舎空調設備設置費（令和7年度着工分）	506,096	令和7年度	200,893
				令和8年度	305,203
	4 高 等 学 校 費	県立高等学校エレベーター等設置費（令和7年度着工分）	226,803	令和7年度	159,256
				令和8年度	67,547
	5 特 別 支 援 学 校 費	県立川口特別支援学校教室棟整備費（令和8年度着工分）	1,431,964	令和7年度	141
				令和8年度	715,742
				令和9年度	716,081

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和7年度発行分）	令和7年度から 令和17年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（令和7年度融資分）	令和8年度から 令和22年度まで	35,090
私立学校振興資金融資損失補償（令和7年度融資分）	令和7年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
県有施設改修・修繕事業（計画修繕）	令和8年度	1,798,833
県庁舎再整備基本構想・基本計画策定事業	令和8年度	74,173

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（平成 1 5 年度保証分・令和 7 年度損失補償対象期間延長分）	令和 7 年度 から 令和 1 5 年度 まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成 1 7 年度保証分・令和 7 年度損失補償対象期間延長分）	令和 7 年度 から 令和 1 5 年度 まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成 2 2 年度保証分・令和 7 年度損失補償対象期間延長分）	令和 7 年度 から 令和 1 5 年度 まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の 5 分の 4 に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償(令和7年度保証分)	令和7年度から 令和25年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償(平成22年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分)	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業活力再生特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
起業家育成資金損失補償(令和7年度保証分)	令和7年度から 令和25年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の、創業関連保証(産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は20分の3(ただし、スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づき経営者保証を不要とした中小企業者に係るものは40分の3)、創業関連保証(産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)を利用し債務の保証を行った場合は10分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営安定資金損失補償（平成20年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（金融円滑化関連（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
経営安定資金損失補償（平成25年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（特定業種関連に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営安定資金損失補償（令和7年度保証分）	令和7年度から 令和25年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあっては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあっては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあっては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあっては5分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営支援特別融資損失補償（平成20年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
企業パワーアップ資金損失補償（平成17年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
企業パワーアップ資金損失補償(平成22年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分)		令和7年度から 令和15年度まで		県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額		

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
	企業パワーアップ資金損失補償（令和7年度保証分）	令和7年度から 令和25年度まで				県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19（ただし、求償権消滅保証を利用した場合は5分の4）、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25（ただし、求償権消滅保証を利用した場合は5分の4）、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあっては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
	事業資金損失補償（平成20年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から	令和15年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額		

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（平成20年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
	借換資金損失補償（平成22年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から	令和15年度まで			県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
	借換資金損失補償（令和7年度保証分）	令和7年度から 令和25年度まで				県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の2に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成25年度保証分・令和7年度損失補償対象期間延長分）	令和7年度から 令和15年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
要件緩和型経営安定資金損失補償（令和7年度保証分）	令和7年度から 令和25年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1（ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、経営者保証を不要とした中小企業者に係るものは4分の1）に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（令和 7 年度融資分）	令和 8 年度から 令和 22 年度まで	3,756,000
離職者等委託訓練事業（令和 7 年度契約分）	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	990,712
農地利用集積事業資金損失補償（令和 7 年度融資分）	令和 7 年度から 令和 18 年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後 3 月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（令和 7 年度融資分）	令和 8 年度から 令和 28 年度まで	88,942
農業災害復旧経営資金損失補償（令和 7 年度融資分）	令和 7 年度から 令和 14 年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該経費が融資額の 100 分の 50 に相当する額を超えるときは、当該融資額の 4 分の 1 に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共事業情報システム開発	令和 8 年 度	7,392
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（令和 7 年度取得分）	令和 8 年 度 から 令和 1 7 年 度 ま で	1,344,556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（令和 7 年度借入分）	令和 7 年 度 以 降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後 3 月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
道路改築	令和 8 年 度	50,000
社会資本整備総合交付金（改築）事業	令和 8 年 度	100,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
橋りょう修繕	令 和 8 年 度	2,926,500
橋りょう架換	令 和 8 年 度 から 令 和 9 年 度 まで	1,445,000
橋りょう整備事業	令 和 8 年 度	170,000
排水機場等維持修繕	令 和 8 年 度	836,750
河川維持修繕	令 和 8 年 度	422,500
河川改修	令 和 8 年 度	285,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
社会資本整備総合交付金（河川）事業	令和 8 年 度	1,210,000
河川改修事業	令和 8 年 度	3,422,000
河川施設震災対策	令和 8 年 度	50,000
川の再生推進	令和 8 年 度	120,000
砂防施設	令和 8 年 度	50,000
社会資本整備総合交付金（砂防）事業	令和 8 年 度	160,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
砂防施設事業	令和 8 年 度	100, 000
街路整備	令和 8 年 度	100, 000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	令和 8 年 度	100, 000
公園等建設	令和 8 年 度	260, 000
社会資本整備総合交付金（公園）事業	令和 8 年 度	1, 187, 000
通信指令システム構築及び運用事業	令和 8 年度 から 令和 1 5 年度 まで	2, 659, 342

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
学力・学習状況調査実施事業（令和7年度契約分）	令 和 8 年 度	136,001
採点業務等デジタル化推進事業	令 和 8 年 度 から 令 和 1 1 年 度 ま で	100,000

第4表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
電動車整備事業	10,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県有施設整備事業	12,042,000	同 上	同 上	同 上
試験研究機関等設備整備事業	92,000	同 上	同 上	同 上
緑の森博物館用地購入事業	14,000	同 上	同 上	同 上
身近な緑公有地化事業	96,000	同 上	同 上	同 上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	382,000	同 上	同 上	同 上
全国瞬時警報システム高度化推進事業	3,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防災行政無線高度化推進事業	2,636,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
消防学校施設整備事業	44,000	同 上	同 上	同 上
防災基盤整備事業	34,000	同 上	同 上	同 上
福祉事務所等電動車整備事業	35,000	同 上	同 上	同 上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	482,000	同 上	同 上	同 上
老人福祉施設整備事業	1,736,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業	647,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
児童相談所整備事業	291,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
保健所等電動車整備事業	27,000	同 上	同 上	同 上
旧小児医療センター蓮田職員公舎解体事業	64,000	同 上	同 上	同 上
県民健康福祉村改修事業	160,000	同 上	同 上	同 上
衛生研究所施設整備事業	21,000	同 上	同 上	同 上
食肉衛生検査センター施設整備事業	1,041,000	同 上	同 上	同 上
薬務電子申請システム整備事業	9,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
就業支援システム整備事業	9,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
高等技術専門校施設整備事業	17,000	同 上	同 上	同 上
農林振興センター等電動車整備事業	9,000	同 上	同 上	同 上
農業技術研究センター施設整備事業	80,000	同 上	同 上	同 上
秩父高原牧場基盤整備事業	14,000	同 上	同 上	同 上
家畜保健衛生所施設整備事業	1,680,000	同 上	同 上	同 上
造林事業	75,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県民の森整備事業	14,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
森林科学館整備事業	74,000	同 上	同 上	同 上
越生ふれあいの里山整備事業	2,000	同 上	同 上	同 上
県単独林道事業	235,000	同 上	同 上	同 上
林道事業	312,000	同 上	同 上	同 上
県単独治山事業	403,000	同 上	同 上	同 上
治山事業	123,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農業基盤整備事業	1,207,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独農業基盤整備事業	498,000	同 上	同 上	同 上
直轄事業（土地改良）負担金	322,000	同 上	同 上	同 上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	230,000	同 上	同 上	同 上
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	22,000	同 上	同 上	同 上
SAITAMAロボティクスセンター（仮称）整備事業	568,000	同 上	同 上	同 上
産業技術総合センター施設整備事業	512,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建築安全センター等電動車整備事業	8,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独道路建設事業	37,699,000	同 上	同 上	同 上
道路事業	4,638,000	同 上	同 上	同 上
電線地中化（道路）整備事業	298,000	同 上	同 上	同 上
直轄事業負担金	10,105,000	同 上	同 上	同 上
県単独河川改修事業	21,651,000	同 上	同 上	同 上
県単独砂防事業	1,938,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
自然災害防止事業	150,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
河川事業	2,220,000	同 上	同 上	同 上
砂防事業	462,000	同 上	同 上	同 上
都市環境整備事業	3,112,000	同 上	同 上	同 上
街路事業	1,875,000	同 上	同 上	同 上
県単独街路事業	2,920,000	同 上	同 上	同 上
県単独公園事業	5,646,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園事業	944,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
警察署等電動車整備事業	5,000	同 上	同 上	同 上
警察署庁舎建設事業	6,944,000	同 上	同 上	同 上
災害情報集約システム整備事業	154,000	同 上	同 上	同 上
交通安全施設整備事業	3,969,000	同 上	同 上	同 上
県立高等学校建設事業	17,854,000	同 上	同 上	同 上
県立特別支援学校建設事業	6,204,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
社会教育施設等整備事業	891,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	1,170,000	同 上	同 上	同 上
史跡整備事業	18,000	同 上	同 上	同 上
農林施設災害復旧事業	20,000	同 上	同 上	同 上
土木施設災害復旧事業	872,000	同 上	同 上	同 上
都市施設災害復旧事業	53,000	同 上	同 上	同 上
水道用水供給事業出資金	10,640,000	同 上	同 上	同 上

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第2号議案

令和7年度埼玉県公債費特別会計予算

令和7年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ557,656,023千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		361,232,023
	1 一 般 会 計 繰 入 金	194,070,127
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,706,896
	3 基 金 繰 入 金	165,455,000

(単位 千円)

款	項	金 額
2 県 債		196,424,000
	1 県 債	196,424,000
歳 入 合 計		557,656,023

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		557,656,023
	1 公 債 費	557,656,023
歳 出 合 計		557,656,023

第2表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 平成27年度及び令和2年度 発行県債償還金	195,131,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県営住宅事業特別会計 平成27年度発行県債償還金	790,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上
流域下水道事業会計 平成27年度発行県債償還金	503,000	同 上	同 上	同 上

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第 3 号議案

令和 7 年度埼玉県証紙特別会計予算

令和 7 年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,049千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 繰越金			57,049
	1 繰越金		57,049
歳 入 合 計			57,049

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 返 還 金		57,049
	1 返 還 金	57,049
歳 出 合 計		57,049

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第4号議案

令和7年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

令和7年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,687,921千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		21,689
	1 財 産 運 用 収 入	21,689
2 寄 附 金		70,000
	1 寄 附 金	70,000
3 繰 入 金		7,535,000
	1 基 金 繰 入 金	7,535,000
4 繰 越 金		1

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		6,061,231
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,061,231
歳 入 合 計		13,687,921

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,687,921
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,687,921
歳 出 合 計		13,687,921

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 5 号議案

令和 7 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和 7 年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ850, 584千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		379, 484
	1 国 庫 負 担 金	379, 484
2 財 産 収 入		16, 826
	1 財 産 運 用 収 入	16, 826
3 繰 入 金		454, 272
	1 一 般 会 計 繰 入 金	74, 789
	2 基 金 繰 入 金	379, 483

(単位 千円)

款	項	金 額
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		850,584

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 災 害 救 助 事 業 費		850,584
	1 救 助 費	758,968
	2 基 金 積 立 金	91,616
歳 出 合 計		850,584

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 6 号議案

令和 7 年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 7 年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,045,483千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		81,053
	1 繰 入 金	81,053
2 繰 越 金		200,945
	1 繰 越 金	200,945

(単位 千円)

款	項	金 額
3 諸 収 入		641,909
	1 貸 付 金 元 利 収 入	637,000
	2 預 金 利 子	5
	3 雑 入	4,904
4 県 債		121,576
	1 県 債	121,576
歳 入 合 計		1,045,483

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		1,045,483
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	1,045,483
歳 出 合 計		1,045,483

第2表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	121,576	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無 利 子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 7 号議案

令和 7 年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算

令和 7 年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,720,538千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		6,370,692
	1 負 担 金	6,370,692
2 諸 収 入		2,442,846
	1 貸 付 金 元 利 収 入	2,442,846

(単位 千円)

款	項	金 額
3 県 債		6,907,000
	1 県 債	6,907,000
歳 入 合 計		15,720,538

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 病 院 機 構 貸 付 金 事 業 費		6,907,000
	1 病 院 機 構 貸 付 金 事 業 費	6,907,000
2 公 債 費		8,813,538
	1 公 債 費	8,813,538
歳 出 合 計		15,720,538

第2表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 機 構 貸 付 金 事 業	6,907,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第8号議案

令和7年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ573,045,113千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		186,859,783
	1 負 担 金	186,859,783
2 国 庫 支 出 金		164,049,064
	1 国 庫 負 担 金	125,885,331
	2 国 庫 補 助 金	38,163,733
3 前 期 高 齢 者 交 付 金		176,631,785
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	176,631,785

(単位 千円)

款	項	金 額
4 共 同 事 業 交 付 金		1,780,591
	1 共 同 事 業 交 付 金	1,780,591
5 出 産 育 児 交 付 金		19,551
	1 出 産 育 児 交 付 金	19,551
6 財 産 収 入		33,920
	1 財 産 運 用 収 入	33,920
7 繰 入 金		37,727,997
	1 一 般 会 計 繰 入 金	37,727,997
8 繰 越 金		2,650,956
	1 繰 越 金	2,650,956
9 諸 収 入		3,291,466

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 雑 入	3, 291, 466
歳 入	合 計	573, 045, 113

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 事 業 費		573, 045, 113
	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	573, 045, 113
歳 出	合 計	573, 045, 113

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第9号議案

令和7年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和7年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ118,263千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,061
	1 繰 入 金	1,061
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		15,202
	1 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	15,191
歳 入 合 計		118,263

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		116,263
	1 資 金 貸 付 費	116,263
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		118,263

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第10号議案

令和7年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和7年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,410千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		29,844
	1 繰越金	1
	2 諸収入	29,843
2 就農支援資金業務勘定収入		225
	1 繰入金	205
	2 繰越金	18
	3 諸収入	2

(単位 千円)

款	項	金 額
3 農業改良資金貸付勘定収入		1,101
	1 繰越金	1,100
	2 諸収入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		240
	1 繰越金	237
	2 諸収入	3
歳 入	合 計	31,410

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定		29,844
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 費	29,844
2 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定		225
	1 管 理 指 導 事 務 費	215
	2 予 備 費	10
3 農 業 改 良 資 金 貸 付 勘 定		1,101
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費	1,101
4 農 業 改 良 資 金 業 務 勘 定		240
	1 管 理 指 導 事 務 費	180
	2 予 備 費	60
歳 出 合 計		31,410

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 1 1 号議案

令和 7 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 7 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,335千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定 収 入		24,671
	1 繰 入 金	20
	2 繰 越 金	15,620
	3 諸 収 入	9,031
2 業 務 勘 定 収 入		664
	1 繰 越 金	604
	2 諸 収 入	60
歳 入 合 計		25,335

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		24,671
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	24,671
2 業 務 勘 定		664
	1 管 理 指 導 事 務 費	644
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		25,335

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 1 2 号議案

令和 7 年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和 7 年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,485千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,323
	1 財 産 運 用 収 入	1,323
2 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
3 繰 越 金		19,953
	1 繰 越 金	19,953
4 諸 収 入		24,208

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	24,207
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	45,485

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本 多 静 六 博 士 育 英 事 業 費		44,485
	1 本 多 静 六 博 士 育 英 事 業 費	44,485
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	45,485

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 13 号議案

令和 7 年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和 7 年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,721,102 千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		995,479
	1 財 産 運 用 収 入	97,525
	2 財 産 売 払 収 入	897,954
2 繰 入 金		4,725,621
	1 繰 入 金	4,725,621
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

(単位 千円)

款	項	金 額
4 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 使 用 料	1
歳 入 合 計		5,721,102

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用 地 事 業 費		5,721,102
	1 用 地 事 業 費	5,721,102
歳 出 合 計		5,721,102

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 14 号議案

令和 7 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和 7 年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,289,319千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		7,497,565
	1 住 宅 使 用 料	7,497,565

(単位 千円)

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		2,785,465
	1 国 庫 補 助 金	2,785,465
3 財 産 収 入		46,162
	1 財 産 運 用 収 入	46,162
4 繰 入 金		1,455,861
	1 繰 入 金	1,455,861
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		17,265
	1 敷 金 運 用 収 入	7,008
	2 雑 入	10,257
7 県 債		3,487,000
	1 県 債	3,487,000
歳 入 合 計		15,289,319

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		13,441,781
	1 住 宅 管 理 費	10,388,747
	2 住 宅 建 設 費	3,053,034
2 繰 出 金		395,298
	1 繰 出 金	395,298
3 公 債 費		1,442,240
	1 公 債 費	1,442,240
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		15,289,319

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和7年度公営住宅建設費	1,653,643	令和7年度	358,052
				令和8年度	386,401
				令和9年度	321,713
				令和10年度	480,258
				令和11年度	107,219

第3表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 事 業	3,487,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	10％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 15 号議案

令和 7 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和 7 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ900,856千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		16,252
	1 財 産 運 用 収 入	16,252
2 繰 入 金		875,942
	1 繰 入 金	875,942

(単位 千円)

款	項	金 額
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		8,661
	1 貸 付 金 元 利 収 入	7,962
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	698
歳 入 合 計		900,856

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 高 等 学 校 等 奨 学 金 事 業 費		900,856
	1 高 等 学 校 等 奨 学 金 事 業 費	900,856
歳 出 合 計		900,856

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（令和7年度保証分）	令 和 7 年 度 以 降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

令和7年2月19日提出

埼玉県知事 大 野 元 裕

第16号議案

令和7年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和7年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,406,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		18,021
	1 入 場 料 収 入	18,020
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		62,121,267
	1 投 票 券 発 売 収 入	62,080,000
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	41,267
3 財 産 収 入		241,882

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 財 産 運 用 収 入	241,881
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		300,733
	1 繰 入 金	300,733
5 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
6 諸 収 入		724,745
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	674,743
	3 雑 入	50,001
歳 入 合 計		63,406,650

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		233,242
	1 公 営 競 技 総 務 費	233,242
2 公 営 競 技 事 業 費		62,414,694
	1 公 営 競 技 事 業 費	62,414,694
3 繰 出 金		752,714
	1 繰 出 金	752,714
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		63,406,650

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第17号議案

令和7年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 病 床 数 120床
- 2 患 者 数

区 分	入 院	外 来
(1) 年 間 延 患 者 数	34,400 人	17,900 人
(2) 1 日 平 均 患 者 数	94	74

3 主なる建設改良事業 83,783 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	病 院 事 業 収 益	4,265,893 千円
第1項	医 業 収 益	1,804,886 千円
第2項	医 業 外 収 益	2,461,007 千円

支 出

第1款 病 院 事 業 費 用	4,265,893 千円
第1項 医 業 費 用	3,991,310 千円
第2項 医 業 外 費 用	269,583 千円
第3項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額55,092千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,647千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,022千円及び過年度分損益勘定留保資金41,423千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	242,191 千円
第1項 企 業 債	82,000 千円
第2項 他 会 計 負 担 金	160,191 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	297,283 千円
第1項 建 設 改 良 費	83,783 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	213,500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合リハビリテーションセンター医療備品購入	令和 8 年 度	859,920

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 82,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

2,295,320千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、372,628千円と定める。

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第18号議案

令和7年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水事業所数	149 社
(2)	年間総給水量	66,658,125 m ³
(3)	一日平均給水量	182,625 m ³
(4)	主なる建設改良事業	1,396,062 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		2,413,726 千円
第1項	営業収益		2,260,402 千円
第2項	営業外収益		153,323 千円
第3項	特別利益		1 千円

		支	出	
第1款	事業費			2,396,716 千円
第1項	営業費用			2,335,970 千円
第2項	営業外費用			20,745 千円
第3項	特別損失			1 千円
第4項	予備費			40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,414,533千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,685千円、建設改良積立金400,000千円、減債積立金13,560千円及び過年度分損益勘定留保資金908,288千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入			30,399 千円
第1項	建設補助金			27,700 千円
第2項	他会計補助金			2,697 千円
第3項	固定資産売却代金			1 千円
第4項	雑収入			1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,444,932 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,431,372 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	13,560 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工 業 用 水 道 施 設 委 託	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	48,440
工 業 用 水 道 用 薬 品 購 入	令 和 8 年 度	8,616
業 務 設 備 整 備 (令 和 7 年 度 契 約 分)	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	3,018,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	297,238 千円
---------------	------------

(2) 交 際 費	41 千円
-----------	-------

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,968 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,500 千円と定める。

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第19号議案

令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	620,059,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,698,792 m ³
(4) 主なる建設改良事業	33,246,729 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		45,904,734 千円
第1項 営業収益		42,345,624 千円
第2項 営業外収益		3,559,109 千円
第3項 特別利益		1 千円
支 出		
第1款 事業費		50,308,306 千円
第1項 営業費用		47,631,733 千円

第2項	営業外費用	2,636,572千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,038,322千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,564,428千円及び過年度分損益勘定留保資金19,473,894千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	25,854,276千円
第1項	建設補助金	3,917,844千円
第2項	企業債	10,247,000千円
第3項	他会計出資金	11,569,524千円
第4項	他会計補助金	117,593千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
第6項	雑収入	2,314千円

支 出

第1款	資本的支出	46,892,598千円
第1項	建設改良費	34,563,521千円
第2項	企業債償還金	9,500,507千円
第3項	機構負担年賦金	2,788,570千円

第4項 予 備 費

40,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	吉見浄水場拡張関連整備（Ⅲ期）事業	76,344,395	令和7年度	353,452
				令和8年度	1,180,441
				令和9年度	4,059,858
				令和10年度	7,727,865
				令和11年度	15,809,454
				令和12年度	7,188,900
				令和13年度	9,451,829
				令和14年度	11,736,954
				令和15年度	16,979,122
				令和16年度	906,474
				令和17年度	950,046

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 委 託	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	880,380
水 道 施 設 修 繕	令 和 8 年 度	1,036,000
水 道 用 薬 品 購 入	令 和 8 年 度	1,486,596
業 務 設 備 整 備 (令 和 7 年 度 契 約 分)	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	4,514,000
川 口 I 系 ・ II 系 幹 線 更 新	令 和 8 年 度	278,000
建 設 準 備	令 和 8 年 度	119,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 10,247,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,745,533 千円

(2) 交 際 費 536 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、403,981千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,150千円と定める。

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第20号議案

令和7年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅 地 売 却 面 積	298,300 m ²
(2) 主なる建設改良事業	4,828,502 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入					
第1款	事	業	収	益	26,124,753 千円
第1項	営	業	収	益	25,937,969 千円
第2項	営	業	外	収 益	186,783 千円
第3項	特	別	利	益	1 千円
支 出					
第1款	事	業	費		21,284,561 千円
第1項	営	業	費	用	21,232,525 千円
第2項	営	業	外	費 用	32,035 千円

第3項	特	別	損	失	1	千円
第4項	予		備	費	20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,196,717千円は、過年度分損益勘定留保資金4,196,717千円で補填するものとする。）。

収				入						
第1款	資	本	的	収	入	1,149,987	千円			
第1項	長	期	貸	付	金	償	還	金	1,000,000	千円
第2項	他	会	計	補	助	金	6,180	千円		
第3項	固	定	資	産	売	却	代	金	1	千円
第4項	雑		収	入					143,806	千円
支				出						
第1款	資	本	的	支	出	5,346,704	千円			
第1項	建	設	改	良	費	5,146,704	千円			
第2項	予		備	費		200,000	千円			

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	535,787 千円
(2) 交 際 費	298 千円

(他会計からの補助金)

第7条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,220千円である。

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第21号議案

令和7年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	682,295,230 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,869,302 m ³
(4) 主なる建設改良事業	19,800,494 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		55,129,859 千円
第1項	営業収益		34,937,826 千円
第2項	営業外収益		20,192,032 千円
第3項	特別利益		1 千円

		支	出	
第1款	事業費			58,722,896 千円
第1項	営業費用			57,859,351 千円
第2項	営業外費用			802,544 千円
第3項	特別損失			1 千円
第4項	予備費			61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,759,373千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額311,486千円、建設改良積立金62,726千円、減債積立金809,433千円、過年度分損益勘定留保資金2,838,071千円及び当年度分損益勘定留保資金1,737,657千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入			26,581,934 千円
第1項	建設補助金			11,840,832 千円
第2項	建設負担金			7,282,051 千円
第3項	企業債			7,291,000 千円
第4項	他会計補助金			167,898 千円
第5項	固定資産売却代金			1 千円
第6項	雑収入			152 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	32,341,307 千円
第1項 建 設 改 良 費	26,641,320 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	5,699,987 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業（令和7年度契約分）	令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	11,259,000
荒川左岸北部流域下水道事業（令和7年度契約分）	令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	4,403,000
荒川右岸流域下水道事業（令和7年度契約分）	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	3,890,000
中川流域下水道事業（令和7年度契約分）	令 和 8 年 度	1,997,400

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
古利根川流域下水道事業（令和 7 年度契約分）	令 和 8 年 度	600,000
荒川上流流域下水道事業（令和 7 年度契約分）	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	600,000
市野川流域下水道事業（令和 7 年度契約分）	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	2,230,000
利根川右岸流域下水道事業（令和 7 年度契約分）	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	1,100,000
荒川左岸南部流域下水道管渠修繕	令 和 8 年 度	120,000
荒川右岸流域下水道処理場修繕	令 和 8 年 度	181,940
中川流域下水道処理場修繕	令 和 8 年 度	314,160

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
古利根川流域下水道処理場修繕	令 和 8 年 度	98,269
JICA草の根技術協力事業	令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	44,978

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 7,291,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,460,595 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,304,375千円である。

令和7年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕